

令和6年度

栗東市環境センター運営協議会 議事の概要

期 日： 令和6年7月5日(金曜日)

場 所： 栗東市環境センター2階 研修室

時 間： 午前9時～午前10時25分

1. 出席人数

委員14名、市長、事務局4名

2. 議題について

1) 環境センター運営協議会委員の委嘱について

委嘱期間は、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間です。

2) 会長及び副会長の選任について

会長及び副会長に、それぞれ次の方が選任されました。

会長 嶋林 増雄 氏、副会長 青木 和仁 氏

3) 報告事項

① 令和5年度環境センター管理運営事業実績について

② 令和6年度環境センター管理運営事業計画について

4) その他

3. 質疑について

① 堆肥棟ででき上った堆肥を市民に無料で提供しているとのことですが、手続きはどのようにすればいいのですか。

⇒ 事前に環境センターにご確認いただき、直接取りに来ていただくことになります。お渡しさせていただく数量は、一世帯当たり一月2袋までとなります。

② 一般廃棄物総量の推移で見ると年々減少していますが、人口が急激に減っているわけでもなく、可燃ごみ等が減っている要因があれば教えてください。

⇒ 環境センターに入ってくるごみは、家庭系と事業系の2種類があり、事業系の減少率が大きいです。ここ近年は、コロナのときの営業不振の影響がまだ抜けきれていない部分があるのではという側面と、物価高騰による買い控えがあるのではと考えられます。ごみ量の推移については、もう少し長期的な視点で分析する必要があると考えています。

- ③ 公害防止協定に係る測定の結果では、騒音のみが唯一基準値を若干上回っており、報告で高速道路の影響があるとの説明でしたが、現状いたしかたないという認識でいいでしょうか。
- ⇒ 環境センター内で、一番騒音が発生するのはリサイクルプラザの破砕機です。稼働は日中だけですが、夜間でも測定値は基準値を若干上回っています。このことから、高速道路の通行車両による騒音が影響していると考えています。
- ④ 大阪湾広域臨海廃棄物処理事業の通称大阪湾フェニックスセンターでは、搬入される焼却灰の受入れ基準が満たされず受入れを拒否された事例があります。栗東市では過去にそのようなことがありましたか。また、搬入している焼却灰が、基準を満たしているか否かを確認されているか教えてください。
- ⇒ 環境センターからは、焼却に伴い発生する焼却灰とばいじん処理物の2種類を搬入しています。平成28年度に、ばいじん処理物の鉛が基準値を超えたことから搬入停止となりました。薬品の添加工程などを見直し、大阪湾フェニックスセンターの検査も終え、以後、基準値を超えたことはありません。大阪湾フェニックスセンターでは抜き打ちの検査をされますが、環境センターにおいても簡易検査や毎月1回検査機関において分析を行い、確認しています。
- ⑤ 焼却後の灰をもっと減らすことはできませんか。
- ⇒ 燃え残りがどのくらいあるのか、毎月1回焼却灰を分析しています。熱しゃく減量といいますが、法律上10%以下と定められています。環境センターでは、現在、この熱しゃく減量が1%とほとんど綺麗に燃え尽きている状況です。
- ⑥ 民間業者による焼却灰のリサイクルはどのようにされているのですか。
- ⇒ 一つは焼却灰を高温で焼成し路盤材を作っておられます。もう一つはセメントの原料と焼却灰の主成分がほぼ似ていることからセメント原料として使っておられます。
- ⑦ ごみを燃やすと温暖化ガスが発生すると思います。世界的に2050年のカーボンニュートラルを目指して取り組みがされている中で、環境センターにおいて、温暖化ガスの排出量を削減するような取り組みがあれば教えてください。
- ⇒ 最近、モーター類や電動機など高効率の製品がでてきています。21年前の施設ですので、そのようなものに置き換えていくことで、電気の使用量も減ることから二酸化炭素の排出削減につながると考えています。
- ⑧ 令和3年度にごみの分別ガイドブックが改訂されて、その後、ごみの出し方も一部変わっています。市民にごみの分別を周知する一つの手段として、このガイドブックを改訂されてもいい時期と思います。

- ⇒ 令和7年4月からビン類の分別について、現行の無色透明・茶・青緑・黒の4色から、無色透明・茶・その他の3色に変更することとしています。このような変更も含め、分別ガイドブックの改訂を考えています。また、ごみの出す日を市民の皆様にお知らせするため、LINEを活用したプッシュ型の取り組みも考えています。
- ⑨ 地域における不法投棄の対応はどのようにすればいいですか。
- ⇒ 不法投棄されている物や状況にもよりますが、環境政策課にご相談をいただければと思います。また、環境政策課では、自治会内で繰り返して不法投棄をされているような場合、自治会に対し監視カメラを3か月間お貸ししている場合もあります。
- ⑩ 以前ごみ収集車の火災が発生した際、緊急的に集積所の横に積み荷を出し、消火活動をされたことがあります。このようなことが起きた時には、自治会に前もって、この場所で消火等の対応をしますと伝えてあるのでしょうか。
- ⇒ ごみ収集車で火災が発生した際の対応は、事前に場所を決めてではなく、緊急対応として積み荷を出して、消火活動をさせていただいています。ご心配をおかけする場合もあるかと思いますが、消火活動を行った場所の自治会長には、状況等の報告を環境政策課よりさせていただいています。